

●条例で定められていること

区分	禁止事項	罰則・その他
区内全域	公共の場所(※1)での歩行喫煙は禁止です 第10条第2項	自転車等(※2)の運転中も含む 第2条第10号
	空き缶、紙くず、吸い殻等のポイ捨てや犬のふん等の放置は禁止です 第10条第1項第1号、第2号	2万円以下の罰金 第15条第1項
禁煙特定区域	指定喫煙所以外では禁煙です 第11条第2項	2万円以下の過料(指定喫煙所を除く) ※過料は当面1,000円です 第15条第2項
喫煙者の責務	駅周辺やバス停など混雑する場所、通学時間帯の通学路や子どもが多く利用する場所では、喫煙しないよう配慮してください 第5条	

喫煙とは…たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。)を発生させることをいいます。
第2条第9号

※1 公共の場所…区内の道路、公園、河川、広場その他公共の用に供する場所(屋外に限る)
第2条第6号

※2 自転車等…原動機付自転車、自動二輪車、歩行補助車を含む
第2条第7号

「美しいまち」は「安全なまち」

ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中

足立区



リサイクル適正(A)

令和6年12月作成

「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」(抜粋)

禁止行為

第10条 区民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所で次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 空き缶等又は吸い殻等をみだりに捨てること。
- (2) 犬のふん等の適正な処理を怠ること。
- (3) 落書き行為をすること。

2 区民等は、公共の場所において、歩行喫煙をしてはならない。

禁煙特定区域の指定等

第11条 区長は、たばこの吸い殻の散乱、喫煙による火傷、受動喫煙による健康被害及びその他の被害を防止するため、特に必要があると認める区域を禁煙特定区域(以下「特定区域」という。)として指定することができる。

2 区民等は、特定区域内において、喫煙をしてはならない。ただし、区長が指定した場所においては、この限りでない。

罰則

第15条 第10条第1項第1号又は第2号の規定に違反して、空き缶等若しくは吸い殻等をみだりに捨てた者又は犬のふん等の適正な処置を怠った者は、2万円以下の罰金に処する。

2 第11条第2項の規定に違反して、特定区域内において喫煙をした者(区長が指定した場所において喫煙をした者は除く。)は、2万円以下の過料に処する。

※過料は規則により当面1,000円です。

In accordance with the "Adachi City Ordinance to prevent smoking while walking and to keep the city clean", Adachi city stipulates the following.

・ Smoking in the specified non-smoking areas is prohibited.

※Violators shall be punished by a fine 1,000 yen.

・ Smoking while walking in public places is prohibited.

・ Littering of cigarette butts and trash is prohibited.

※Violators shall be punished by a fine not exceeding 20,000 yen.

We ask for your understanding and cooperation to ensure a comfortable public space.

依据《足立区防止歩行吸烟及美化城市条例》，足立区规定如下。

・ 禁止在禁烟特定区域内吸烟。

※违者将被处以1,000日元的罚款。

・ 禁止在公共场所步行吸烟。

・ 禁止乱扔烟蒂和垃圾。

※违者将被处以最高2万日元的罚款。

为营造舒适的公共环境，敬请大家理解和配合。

아다치구에서는 '아다치구 보행 중 흡연방지 및 거리정화 조례'에 의하여 다음 사항이 규정되어 있습니다.

・ 금연특정구역 내에서의 흡연은 금지되어 있습니다.

※위반자에게는 벌칙으로 1,000 엔의 과태료를 물립니다.

・ 공공장소에서의 보행 중 흡연은 금지되어 있습니다.

・ 길거리에 담배꽂지 및 쓰레기를 함부로 버리는 행위는 금지되어 있습니다.

※위반자에게는 벌칙으로 2 만엔 이하의 벌금을 물립니다.

쾌적한 공공공간을 확보하기 위하여 여러분의 이해와 협조를 부탁드립니다.

足立区
ADACHI CITY

足立区全域で
歩行喫煙は
禁止です!!
(加熱式たばこも含まれます)



足立区 地域のちから推進部 地域調整課

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号

電話 03-3880-5856



禁煙特定区域内での喫煙（加熱式たばこも含む）には、 1,000円の過料が科せられます。（※指定喫煙所を除く）

- ① 火のついたたばこを持っていることでも、過料の対象となります。
- ② 自転車・バイク等の運転中での喫煙も禁止しています。

●禁煙特定区域ってどんなところ？

足立区内で乗降客数の多い駅周辺で、通勤通学で人通りが多く、喫煙による火傷や受動喫煙の影響が考えられる道路を、「禁煙特定区域」として指定し、この区域内での喫煙を禁止しています。



●取り締まりはどうやってるの？

区の指導員がパトロールを行なっています。禁煙特定区域内における違反者に対する過料の徴収、その他の地域においては迷惑喫煙に対する注意・指導を行なっています。



※区域外では、区が委託した民間事業者もパトロールを行っており、歩行喫煙・ごみのポイ捨て等に対し、注意・指導の声掛けを実施しています。



ご理解とご協力をよろしくお願いします。

